随意契約の相手方及び理由等（物品関係）

区　　分	内　　容　　等	備　　考
契 約 年 月 日	令和8年7月31日	
契 約 件 名	大型四極電磁石電源保守点検　一式	
契 約 金 額	5,390,000円	
契 約 の 相 手 方	栃木県佐野市町谷町2946 (株)IDX	
問 合 せ 先	財務部契約課契約第四係 ℡ 029－864－5168	
随意契約の適用条項	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 契約事務取扱規則第32条第１項第１号	契約の性質又は目的が競争を許さないとき
契 約 の 概 要	SuperKEKB加速器を構成する常電導電磁石は、大型電磁石電源11台、大型四極電磁石電源18台、中型電磁石電源427台、小型電磁石電源1800台以上からなる各電磁石電源で励磁される。Phase3運転では、ビーム衝突を如何に安定に継続するかが重要であるため、各電磁石電源を適切に維持管理し、必要があれば改修を行い、安定に稼働させる必要がある。 特に、大型四極電磁石電源の多くはアーク部の四極電磁石を励磁する重要な役割を担っているが、製作から20年が経過しており、Phase3の運転で安定に稼働させるためには、定期的な保守点検が不可欠である。 本件は、この大型四極電磁石電源の保守点検作業に関するものである。	
随意契約の理由	本件対象の大型四極電磁石電源は、(株)IDXによって設計、製作されたものであり、同社は本電源の設計資料及び試験データ等、詳細な資料を有している唯一の企業である。つまり、本電源の構造、機能、特性、安全設計等について細部に至るまで熟知し、本件を行うことができるに足る技術と設備及び信頼性を有する企業は、同社をおいて他にはない。また、同社が保守を行うことにより、製品への責任の一貫性を保つことができる。 なお、同社はこれまでも本電源の保守点検を実施しているが、この間に大きなトラブルもなく同電源の運転を継続することができている。 以上の理由により、本件は、株式会社IDXを契約相手として選定し、随意契約とする。	